

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成25年10月21日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

10月21日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第50号所管分の審査	2
補足説明（総務部長）	
質疑（中川嘉彦委員、三好義治委員、渡辺慎吾委員）	
議案第55号の審査	8
採決	8
閉会の宣告	8

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成25年10月21日(月) 午前10時 開会
午前10時31分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 渡辺 慎吾 委員 三好義治
委員 中川 嘉彦 委員 水谷 毅

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
総務部長 有山 泉 同部次長兼財政課長 北野人士
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 松方和彦 防災管財課長 西川 聡
市民税課長 和田元伸

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括主査 湯原正治

1. 審査案件

議案第50号 平成25年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第55号 摂津市防災会議条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○野口博委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会します。

最初に、理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

秋の行事が多い中、きょうは委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

各委員さんにおかれましては、このたび、総務常任委員にご就任、大変ご苦労さまです。そして、委員長及び副委員長におかれましては、ご就任おめでとうございます。1年間、またいろいろとお世話をかけますが、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、先日の本会議で付託されました案件について、ご審査を賜りますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一旦、退室させていただきます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三好委員を指名します。

審査の順序につきましては、先に議案第50号所管分の審査を行い、次に、議案第55号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第50号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

有山総務部長。

○有山総務部長 議案第50号、平成2

5年度摂津市一般会計補正予算(第3号)のうち、総務部にかかわる部分につきまして補足説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出につきましては、10月10日の本会議でご説明をしたとおりでございますので省略させていただきます。

それでは、6ページ、第3表、債務負担行為の補正のうち、8ページの市営住宅指定管理事業でございますが、平成26年度から平成30年度までの5年間、1億300万円の限度額を設定いたすものでございます。市営住宅は、現在、直営による管理を行っておりますが、来年度から新たに指定管理者による管理を実施するに当たり、平成26年度から平成30年度までの5年間、債務負担行為の限度額を設定いたすものでございます。

また、限度額の設定に関しましては、現在、直営で行っている管理に係る経費をもとに、業務内容、仕様を精査した上で、消費税増税等を勘案し、1億300万円といたしております。

指定管理者の指定議案につきましては、指定管理者の候補者の決定を行い、第4回定例会において提案をさせていただく予定としております。このことを申し添えておきます。

以上、補正予算(第3号)の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑のある方、よろしくお願いいたします。

中川委員。

○中川嘉彦委員 今回、9月の定例会で初めて総務常任委員になりました中川です。ぜひ、よろしくお願いします。

市営住宅指定管理事業について、私もその事業は、余り詳しくはないのですけ

れども、前回の議事録を見させていただいて、市営住宅210戸を扱われているというふうにお聞きしています。この辺のボリュームに対してのコストダウン、そういうものをどう捉えているのか、お聞かせいただければと思います。

前回の答弁では、セーフティーネット、高齢者の最後の受け皿というふうなお考えですけれども、私自身の考えとすれば、市営住宅自体を全部、民間業者に委託して、行政指導という形のほうがコストパフォーマンス的にはダウンできるんじゃないかなという考えも持っています。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 中川委員のご質問にお答えさせていただきます。

市営住宅につきましては、鳥飼八町住宅16戸、それから一津屋第1住宅40戸、一津屋第2住宅70戸、三島団地につきましては84戸、計210戸の市営住宅を管理してございます。

導入におきましては、大阪府でありますとか、近隣市が、既に公営住宅につきましては導入されている実情がございます。

また、導入につきましては、実際に市が直接発注してございます受水槽やエレベーターの点検でありますとか、植栽の剪定、害虫駆除、施設の破損等による修繕、それらの業務に関しまして、従来民間住宅を管理されている民間業者の参入によって、これらを一元的に管理することができれば、管理コストについては大幅に縮減できると考えておりまして、指定管理制度の導入に至ったわけでございます。

また、実際に駐車場の運営につきましては、利用料金制を導入するなど、民間事業者のノウハウというのもこの市営住宅についても導入してまいりたいという

ことで、導入する目的となっております。それから、導入に当たっては、特にひとり暮らし、高齢者世帯が非常にウエートを占めております関係から、見守りであるとか、生活支援サービスの提供、これらも導入の目的としてございます。

一定、指定管理制度の導入に当たって、コストダウンが図れると考えてございます。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

三好委員。

○三好義治委員 2点だけ質問させていただきたいと思います。債務負担行為の補正につきまして、総務常任委員会所管の部分については今の市営住宅だけなんですけど、今の質問のやりとりを聞いておりますと、民間事業者の参入という話を重点的に今置いているような答弁でしたけれど、いわゆる指定管理者制度、市が今抱えている施設管理公社、シルバー人材センター、摂津都市開発、こういったところまで参入してくるというふうに思っているんですけど、これらについては直接的な民間事業者ではないんですけれども、この点で、今の答弁からいきますと、そこがまず入札で落札をしたときに、今、防災管財課が考えているところと相反するような動きになってくるのではないかなというふうに思っているんですけど、そこらは一体どういうふうにご考えておられるのか。

それと、もう一点については、今回、市たばこ税を補正でこの時期に7億円計上しておりますが、平成24年度を見たときに、年間を通じてこの平成25年度はもうこれで全体的には確定しているのか、1年間の補正がもう組まれているのかという点についてお聞かせいただきたいなと思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 市営住宅の指定管理者導入に当たりまして、簡単に選定基準をお話しさせていただきますと、指定管理に関しましては、指定管理者としての適性に関する事項であるとか、管理運営体制の提案、それから管理業務についての提案、それから運營業務についての提案、それからコストの適正化と指定管理料の提案、それから自主事業の付加価値の創出についての提案という、この6項目について選定をするという方向で応募を行っております。

ご質問の外郭団体につきましても、実際に、外郭団体の中にはマンションの管理運営をされている団体もございますので、そちらのほうの応募があり、選定をしていくということで、もともと市営住宅の指定管理につきましても、外郭団体の参入という考え方と相違していないと考えてございます。当然、参入されても、選定の中で民間事業者と同様に選定していくというふうなスタンスで募集を行ってございます。

○野口博委員長 和田課長。

○和田市民税課長 それでは、市たばこ税の補正につきましてご説明申し上げます。

市たばこ税につきましては、本年4月からの税率改正による増収と、健康志向による消費減を考慮いたしまして、対前年比5.1%増の8億2,000万円を当初予算に計上いたしました。

4月から8月までの5か月間につきましては、当初の見積もりどおり、各月6,000万円台後半の納付がございましたが、9月分におきまして2億9,000万円を超える納付がございました。このたびの補正につきましては、当該税収が当初予算を上回ることが確実にになりましたので、過去における納付金額が増加し

た場合の納付状況を考慮いたしまして、7億円の増額を行うものでございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 市営住宅の指定管理者の債務負担行為に組まれている部分と、あとの外郭団体については、12月の議会で改めて出てくるんですね。今、言い切るよりも、やはり外郭団体も含めてということをやっぱりきっちりと言うてほしかったのと、この指定管理者制度の中で、市営住宅のいわゆる小規模改修の部分、これを専門知識を持ったところという部分でも、多分ここも外注しないとだめなんで、そういった総括的なことを見られるところに選定していくというのが僕は適切やと思うんです。いずれにしても、これからの動きは12月ですね。

これまで、指定管理者制度の課題については、過去数年間、僕も言い続けてきて、ようやくこれが整理できてきたということについては評価をしていきたいと思えます。手順どおり進めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、市たばこ税について、今、課長から答弁をいただいたんですけども、この7億円というのは1年間の数字として捉まえたらいいんですか。8億2,000万円プラス7億円で15億2,000万円で、摂津市の限度額が今何ぼになってますか。それで、この7億円というのが、この半期分なのか、年間分なのか、この点についてもお聞かせいただけますか。

○野口博委員長 和田課長。

○和田市民税課長 先ほど、過去の納付状況ということでご説明申し上げましたが、過去の納付状況を見ますと課税定額がございまして、その前後におさまっているということから、そういう判

断をしたわけでございます。

具体的に申しますと、25年度の課税定額につきましては15億8,000万円が見込まれておりますので、7億円を足しまして15億2,000万円になり、その前後におさまるものと考えております。年度末までの合計という判断でございます。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 十数年ぶりに総務常任委員会に戻ってきて、非常に私も勉強のつもりでこの1年間頑張っていきたいと思うんです。

私は文教畑を長くしておりまして、指定管理者制度、図書館等でそういう形でされておるのはよく存じ上げておるんですけど、この市営住宅に関して指定管理者制度を導入されて、総合的なメリット、採算のこととか、さまざまなそういう費用の面とか、過去においてはその議論はされたと思うんですけど、お聞かせ願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 渡辺委員のご質問にお答えさせていただきます。

指定管理者制度の導入についてのメリット、デメリットについてお話しさせていただきますと、まず一定、先ほども申し上げましたように、管理の効率化、コストの縮減効果が一定図れるということです。先ほどもご説明した修繕でありますとか、植栽の剪定、それから害虫駆除、こういうものを直接市のほうから発注しておりましたが、実際に指定管理者となられる業者のほうにそういう業者を抱えられているということで、一元化に関するコスト縮減が大幅に見込まれるものだと考えております。また、人件費でありますとか、市が抱える人件費よりも安く

上がるのではないかと考えております。

それから、管理体制の強化につきまして、特に今現在、夜間等の苦情につきましては宿直を通じて職員に電話がかかって、そこから住宅に訪れるということで、ただ専門的な知識のほうが職員にはございませんので、対応はなかなかできなかったということではありますが、指定管理制度の導入によりまして、専従の職員、専門的な職員が配置されることで、24時間365日の即時対応のほうが可能となると考えてございます。

それから、市営住宅におきましては駐車場スペースがございしますが、そちらが十分に活用されていないという現状もございましたので、今回、指定管理につきましては利用料金制というものを導入いたしまして、有効活用を実施していただくというものでございます。

第4点は入居者の安全安心の向上ということで、市も直営で行っております高齢者世帯に対して、なるべく聞き取り等を行っておったんですが、やはり導入に当たっては、ひとり暮らしの高齢者の見守りサービス、それからそういうものの生活支援サービスの提供ということで、そういうものも向上できるような指定管理者を選定できればというふうに考えてございます。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 指定管理者制度にあらゆる面で移行するという点に関しては、私は別にそれに反対するものではないんですけど、今、西川課長がおっしゃったようなこと、流れの中で、ほんなら行政として何でできへんのやということがちょっと感じられるんです。市営住宅は、市営ですから、例えば、住居にお住まいの方の安全管理とか、それからさまざまな先ほど言われました一元化ということ

に関して、行政内の機構改革をやったら、当然そういう形もできるわけであって、それで行政でできなくて、民間でやったらできるような話やったら、非常に行政として能力不足なんかということになるわけであって、その点がもう一つ私はその説明の中で理解に苦しむところがあるんですけど、何でも民間に任せるといって、とりあえず民間でできることは民間でやってもろうたらええねんけれど、市営住宅という名前がついてるわけであって、それを民間で指定管理者ということで任せて、その責任は最終的には行政がとるんですけど、どうもその辺の感覚的な行き違いがあるような感じがするんです。だから、しっかりとその指定管理者制度をとることにに関して、できる限り全てを丸投げじゃなくて、しっかりと行政が関わっていくような指定管理者制度にしないと、市営住宅という名前がついとるねんから、その辺が名前を変えていかなあかんの違うかなというような感じがするんです。そういう点でいかなものかなというふうに思うんですけど、お考えをお聞きしたいと思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 今回の指定管理制度の導入につきましては、一部民間委託、民営化にするというふうなお話も一部流れているようですが、そういうわけではなくて、実際に歳入につきましては市のほうがきっちり受けていくもの、市の公営住宅でございますので市が関わっていくものでございます。直営ではなかなかできないということではありますが、我々も実際に市営住宅を管理している者いたしまして、事務職員が中心になっておりますが、実際の家屋の修繕に当たりますと、その専門性で建築の職員に現場を見ていただかないといけないという事

情もございます。その中では、住民の苦情や要望に対して迅速に答えるということが、市の組織としましては、建築の人間をまた連れて行って現場を見ていただく、それから修繕の発注につきましても、いろんな事務処理を経て発注するというふうな手続を踏まなければならないということで、民間事業者でありましたら、建築の専門業者がございますし、また先ほど申しましたように、24時間365日の対応、市では24時間の対応というのが現実的にはなかなか難しいということで、民間事業者に発注する意味があるというふうに考えてございます。

○野口博委員長 有山部長。

○有山総務部長 私どもの持っております市営住宅は、210戸でございます。指定管理に上がってきている業者の持っております数というのは、相当数、何千戸というような単位で、場合によっては万近くとなっております。そういう中での24時間の体制を組まれているということでありまして、直営の修繕部隊でありますとか、そういうものを持って対応しておられるというところでございます。

市のほうでは、職員数600名の中で、この市営住宅にかかっている3名ほどの職員でございますが、ここで対応させていただきますよりは、はるかに大きなスケールメリットが指定管理することによって生じるというふうに感じております。

それと、24時間体制なんですけど、先ほど課長のほうも申しておりましたように、宿直のほうから電話をいただきまして、夜中に職員が対応するというふうな形で、過去にありますと、鍵をなくして中に入る手段がないということで、夜中に多分そのお父さんが中に入っておられて、連絡がとれないということで、その辺で言うと、安全であるか、急変の状態

にあるのかということがあって、お子さんのほうが警察に連絡をとられて、うちのほうが開けたというようなケースがございます。こういうことに対しましても、一々宿直のほうからうちの職員を呼び出して、その対応が遅くなっている部分があるかと思えます。こういう部分についても、指定管理で直営部隊を持たれている、あるいは24時間の体制を組まれているというところで、より住民の側のメリット、あるいはコスト的にはスケールメリットというのが働くというふうに考えているところがございます。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 説明を聞きましたら、コスト面とか、さまざまな面で、この指定管理者制度を導入されたほうが、住んでおられる方にとっては非常にメリットがあるというふうに、そういう説明を受けまして、私もその辺に関しましては反対するつもりはないんですけど、ただ、それなら今までそれができていなかったのかというようなことを、例えばメンテナンスのことで、市営住宅にお住まいの方々、老朽化しておることもありますけれど、そのような苦情等があったと思えます。ただ、今回は新築ですばらしいですね、あれは本当にマンションみたいな市営住宅ができて、そういうメンテナンス的に考えますと、そう昔みたいにはないというふうに思いますし、当然、一つ一つ精査していったら、これは公ができることと、公がやったほうがいいことと、それから民間がやったらいいことというのは、これは精査していったらさまざま細かく分かれてくると思うんです。

私としたら、これは非常に悪い見方じゃないんですけど、職員が邪魔くさいから、それを民間に全部投げとけというようなことになったら、やっぱりこれはぐ

あい悪いわけで、これはあくまでも市営住宅ですから、その辺のことをしっかりと、責任は最終的には行政がとるんですけど、しっかりと指定管理を受けるその企業なりに、その辺のことをきちっと意識づけをしながら、行政の方もその意識を持ってやっていただきたいというふうに思うんで、その辺をよろしくお願ひしたいと思えます。これは要望しておきます。

○野口博委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川委員。

○中川嘉彦委員 指定管理者制度と離れるというわけじゃないんですけど、お聞きしたいんですけど、今回、210戸という戸数でスタートする予定だとは思いますが、今、先ほどひとり暮らしの見守りだとか、指定管理者の制度というのは、例えば高齢者の最後の受け皿とか、セーフティーネットという意味合いを持たれていると思えますけれども、この210戸という戸数は多いか、少ないか、行政はどういうふうに捉えているのか。これから受け皿となるのであれば、もうちょっとこれから500戸、1,000戸になるのか。今ある市営住宅が210戸だから、ここからスタートするという意味合いなのか、その辺をお聞かせいただければと思えます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 摂津市の市営住宅の戸数については、先ほども申しましたように210戸、この単位が多いか少ないかといいますと、やはり210戸という市町村の単位でいきますと、やはり小さいのではないかと思います。大阪府でございますと、府営住宅はご存じのように2万7,000戸ほどございます。それから、他市の指定管理制度を導入され

ているところといたしますと、宝塚市でいきますと1, 384戸、それから豊中市でいきますと市営住宅では2, 378戸と、それから箕面市でいきますと367戸ということで、なかなかスケールメリットが働きにくいところでございますが、実際に参入される業者につきましては、大阪府の管理をやっているとか、他市の管理をやっているというところで、他市の管理も含めて、そういうスケールメリットを働かせるというふうな考え方で参入されるのではないかなと思っております。

○野口博委員長 小野副市長。

○小野副市長 西川課長が市営住宅の問題について、まだうちは小さいと言いましたけれど、この市営住宅の建替え問題は、建替えするのがいいのか、民間住宅を借りてやるのがいいのか、その議論の中ででき上がっております。したがって、市営住宅は、これ以上、市が今ふやすというような考え方は今現在持ち合わせておりません。これだけは申し上げたいと思います。

○野口博委員長 いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

続きまして、議案第55号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明は省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、順次よろしく申し上げます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第50号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前10時31分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 三好 義治